

平戸市監査公表第8号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和8年4月3日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ① 文化観光商工部文化交流課
- ② 福祉部こども未来課

第3 監査の期間

- ① 令和7年1月15日から17日まで
- ② 令和7年2月5日から7日まで

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：文化観光商工部文化交流課】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1. 例規の整備について 平戸市文化団体活動補助金交付要綱において、第1条中、補助金名称が「平戸市文化振興事業補助金」となっているが、平戸市文化振興事業補助金は、同名称で違う目的のために交付する補助金として「平戸市文化振興事業補助金交付要綱」が制定されているため、例規の改正が必要である。</p> <p>2. 平戸市美術展覧会について 令和5年度に市美術展覧会における監視員として、11月3～26日に雇用した会計年度任用職員（時給）の報酬が、令和6年4月10日に支給されていた。支給については、平戸市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則第20条の規定により翌月の10日に支給することになっている。また、そのほかの報酬や筆耕料においても支払いの遅延が見られたので、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>令和7年8月6日開催の例規審査委員会にておいて、補助金名称の改正について審査済み。</p> <p>今後は課内のチェック体制を強化し、適正な事務執行を徹底する。</p>
指導事項	<p>1. 簿冊保存年限について 簿冊の保存年限については、平戸市文書管理規程第33条第1項第1号から第5号の5種とされ同規則34条で文書保存年限の基準が別表に定められている。 安満岳園地便益施設整備工事竣工図については、第3種5年「5工事に関する書類(会計検査を終えた時点で保存を要しないもの)」として保</p>	<p>当該竣工図については、永年保存に変更済み。以後、平戸市文書管理規定に基づき、適正な文書管理に努める。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>存されていたが、竣工図にあつては、第 1 種永年「16 工事関係書類で特に重要なもの(設計書等)」に該当するものと思われる。また、竣工図がない場合においても、維持管理上必要と思われる最終変更図等を保存するなど適正な文書管理に努められたい。</p>	
意見	<p>1. 旅行命令について 友好交流協定にかかる台湾訪問(東アジア友好交流事業)、ノールトワイク市姉妹都市交流にかかるオランダ訪問など民間事業所職員や市内高校教職員の旅行命令が起票されていた。旅行命令について、市職員に該当しないため命令権がないと思われるので、旅行命令の必要性について検討されたい。</p>	<p>平戸市職員旅費支給条例の第 5 条において、「職員の旅行は、法令の定めるところにより任命権を有する者が命令する」としているので、今後は職員以外の随行者等については「旅行命令」は不要とし「旅行願い」として、所属団体の長等に依頼する。</p>

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：福祉部こども未来課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 小児発達検査器具等の譲渡について</p> <p>令和4年度に県北振興局から無償譲渡された小児発達検査器具等9品について、平戸市物品管理規則に規定された検収及び備品登録がなされていないなかった。</p> <p>同規則に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>左記9品については、備品登録を済ませた。今後は、物品管理規則に則した適正な事務処理に努める。</p>
	<p>2. 契約事務について</p> <p>令和4年度幼児健康診査事業において備品購入を行っていたが、契約書様式が工事請負に関する様式を使用していたので適正な物品売買契約書の作成に努められたい。</p> <p>また、随意契約による公用車車検見積りに対し価格決定を行っていたが、車検整備の見積項目に差異があるものがあつたので、見積合わせの際には十分に確認されたい。</p> <p>そのほかの契約において、執行伺、契約締結伺等に不備が多数見られたので、関係規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指導事項のうち、備品購入時の契約書様式の誤り及び見積合わせにおける見積項目の差異において、今後同様の事務手続きを行う際は、確認の徹底に努める。</p> <p>そのほかの契約の不備については、令和7年度執行事業から契約内容と関係規則の確認を行い、適正な様式・記載内容による契約事務を行うよう努めている。</p>
	<p>3. 委託料の前金払について</p> <p>委託料については、地方自治法施行令第163条第2号において前金払ができる経費とされ、平戸市財務規則第67条第2項において、「委託料の前金払は、別に法令等に定めがある場合を除き、当該経費がその性質上前金払をもって支払をしなければならない理由を明らかにさせたい</p>	<p>令和7年度執行事業において前金払とする契約については、理由の記載を行っている。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>え、適切な支払を行うものとする。」と規定している。</p> <p>平戸市子ども・子育て利用者支援事業（基本型）業務委託契約書第10条及び仕様書第14条において、委託料は前金払としているが、執行伺や契約締結伺などにおいて前述の「前金払をもって支払をしなければならない理由」の記載がなかった。関係例規に基づき、適正な事務執行に努められたい。</p>	
意見	<p>1. 補助金交付申請及び交付決定時期について</p> <p>平戸市保育会運営事業補助金において、11月に平戸市保育会会長に対し交付申請書の提出依頼を行い、12月に申請書が提出され交付決定をしていた。補助金の申請にあっては、年間を通じた研修会等が行われていることから、年度当初の事業開始までに申請書を収受し交付決定されたい。</p> <p>また、平戸市保育所等障害児保育事業補助金、平戸市保育所等発達促進保育特別対策事業補助金、平戸市保育所等小学校低学年児童受入事業補助金についても同時期に交付決定がなされていた。</p>	<p>令和7年度においては、左記の全ての補助事業について、事業開始時期までに交付決定を済ませた。</p>